

訪問看護リハビリステーション キュアの実 指定訪問看護及び 指定介護予防訪問看護重要事項説明書

(重要事項説明書の主旨)

第1条 株式会社Cure & Care 代表取締役 岡林高太郎が開設する
訪問看護リハビリステーション キュアの実（「以下「事業者」という）
が実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問リハビリテーシ
ン等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に確保するために人員
及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適切な訪問看護及び
リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 運営の方針に関しては次の通りとする。

- 1 事業所が実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護
の従事者は、要介護者が居宅において、その有する能力応じ自立した日常生活を営む
ことができるよう、看護師、准看護師、理学療法、作業療法その他必要な看護及び
リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能維持及び回復を図ることを目的とする。
- 2 指定訪問看護及び介護予防訪問看護の実施に当たっては、
利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は、介護予防状態になることの予防に
資するようその目的を設定し、その目的に沿った看護・リハビリテーションを計画的に行う。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター及び地域の保健・医療
福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び住所は次の通りとする

- 1 名称 訪問看護リハビリステーション キュアの実 (事業所番号 :)
- 2 所在地 広島市佐伯区五日市駅前3丁目10番10号 寿ビル301
TEL 082-299-8150 FAX 082-299-8151

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 指定訪問看護及び介護予防訪問看護の従業者の職種、
員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 看護師（管理者） 1名
管理者は、指定訪問看護及び介護予防訪問看護の計画策定
に従事者と共同して作成するとともに、指定訪問看護の実施に係わる従事者への指示を行う。

- 2 従事者
看護師 (常勤 1名 非常勤 2名)
作業療法士 (常勤 1名 非常勤 0名)
従事者は、計画に基づき指定訪問看護を提供する。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
- 1 営業日は月曜日から金曜日までとする。
祝日、8月13日～15日及び12月31日～1月3日を除く。
緊急対応
 - 2 サービス提供時間帯
通常営業時間 8：30～17：30
夜間緊急対応

(利用料等その他の費用)

- 第7条 利用料などその他の費用は次の通りとする。
- 1 指定訪問看護及び介護予防訪問看護を提供した場合の
利用料は、厚生労働大臣が定める額とし、指定訪問看護及び介護予防
訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その額の1割とする。
利用料、その他の費用の額は、別紙の通りとする。
 - 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用料またはその家族に事前に文章で説明を
した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第8条 通常の実地地域は、佐伯区（一部地域を除く）、西区（一部地域を除く）
中区（一部地域を除く）、廿日市市（一部地域を除く）とする。

(事故発生時の対応)

- 第9条 事故発生時の対応は、次の通りとする。
- 1 事業者は利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防介護の提供により事故が発生した場合は、
速やかに関係機関、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずる。
 - 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第10条 当事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に
避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情・相談体制)

- 第11条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関わる苦情が
生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。
また、利用者及びその家族は、当事業所が提供する指定訪問看護及び
指定介護予防訪問看護に対する苦情・相談を下記窓口に申し出ることが
出来る。

介護保健施設サービスに関する苦情相談窓口

施設相談窓口 株式会社Cure & Care 訪問看護リハビリステーション キュアの実
管理者 上村 育美
TEL 082-299-8150 FAX 082-299-8151

市町村窓口 広島市 高齢福祉部 介護保険課
広島市中区国泰寺1-6-34
TEL 082-504-2183 FAX 082-504-2136

国保連窓口 広島県国民保健保険団体連合会 介護保険課
広島市中区東白島19-49
TEL 082-554-0783 FAX 082-511-9126

サービスの第三者評価に実施状況について
事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行う。
実施の有無：令和7年 月 日現在 なし
実施した直近の年月日：
第三者評価機関名：
評価結果の開示状況：

(利用者等の虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 (1) 委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
(2) 虐待の防止のための指針を整備する。
(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 その他運営に関する重要事項については、次の通りとする。

- 1 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は
訪問看護リハビリステーション キュアの実が定めるものとする

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。